

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 8 年 7 月 1 日現在〉

1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 077-589-8318 (午前 9 時～午後 5 時まで)

担当 袖 森 純 子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 医療法人 周行会 居宅介護支援事業所の概要

1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人 周行会
所在地	滋賀県野洲市八夫 2077
介護保険指定番号	野洲市 2561390028
サービスを提供する地域	野洲市・守山市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2) 同事業所の職員体制

	員数	業務内容
管理者 (兼介護支援専門員)	1 名 (兼務)	業務管理および 居宅サービス計画の作成 指定居宅サービス計画等の連絡調整
介護支援専門員	1 名以上	居宅サービス計画の作成 指定居宅サービス計画等の連絡調整

3) 営業時間

月～金曜日	午前 9 時～午後 5 時
土・日・祝日・12/29～1/3	休み

* 緊急連絡電話対応あり

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①所定の届出書で居宅介護支援事業所への申し込み
- ②契約
- ③ケアプラン作成、サービスを確認するための訪問
- ④サービス利用票の提示
- ⑤サービス調整会議
- ⑥サービスの同意
- ⑦各サービス提供事業者との調整
- ⑧サービス利用

4. 利用料金

1) 利用料（別紙参照）

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

5. 当施設の居宅介護支援の特徴

1) 運営の方針

- ① 事業者は、本人が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ② 本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められた場合、応じる事ができる。
【前6か月間に作成したケアプランにおける、各サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）の利用割合】について別紙により説明する。
- ④ 本人の意志及び人格を尊重し、常に本人の立場にたって、本人に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- ⑤ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、病院または診療所等との連携につとめる。
- ⑥ 特定事業所加算の対象事業所として、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントをおこなう。
- ⑦ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。
- ⑧ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。当該業務継続計画に従い、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。
- ⑨ 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

2) 居宅介護支援実施概要

- ① 相談をうける場所：事業者の相談室
- ② サービス担当者会議の開催場所：事業者の会議室他
- ③ 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヵ月に1回とし、本人の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じて訪問する。
- ④ 職員は業務上知り得た秘密を他にもらさない。

3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される場合はお申し出下さい
介護支援専門員への研修の実施	年1回研修参加

6. サービス内容に関する苦情

①当社お客様相談・苦情窓口担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 田中 陽子 電話 077-589-8310

②その他

当社以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 野州市 担当 介護保険課

電話 077-587-6074

市町村名 守山市 担当 介護保険課

電話 077-582-1127

滋賀県国民健康保険団体連合会

電話 077-522-2651

7. 当法人の概要

名称・法人種別 医療法人 周行会

法人所在地・電話番号 野洲市八夫2077番地 077-589-5155

医療法人周行会居宅介護支援事業所について、本人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 野洲市八夫2077

名 称 医療法人 周行会 居宅介護支援事業所

説明者 氏 名

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

(続柄)